

○ 多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1 農地維持支払交付金 1～13（略）</p> <p>14 証拠書類の保管 （1）・（2）（略） <u>（3）（1）及び（2）に基づき保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u></p> <p>15（略）</p> <p>第 2 資源向上支払交付金 1～16（略）</p> <p>17 証拠書類の保管 （1）・（2）（略） <u>（3）（1）及び（2）に基づき保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u></p> <p>18 財産の管理等 （1）～（4）（略） <u>（5）（3）に基づき整備保管すべき財産管理台帳及びその他関係書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u></p> <p>19（略）</p> <p>第 3～第 5（略）</p>	<p>第 1 農地維持支払交付金 1～13（略）</p> <p>14 証拠書類の保管 （1）・（2）（略） （新設）</p> <p>15（略）</p> <p>第 2 資源向上支払交付金 1～16（略）</p> <p>17 証拠書類の保管 （1）・（2）（略） （新設）</p> <p>18 財産の管理等 （1）～（4）（略） （新設）</p> <p>19（略）</p> <p>第 3～第 5（略）</p>

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3016 号）

- この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この通知による改正前の本要領に基づき令和 3 年度までに交付された多面的機能支払交付金による活動については、なお従前の例による。

改 正 後	現 行																				
<p style="text-align: center;">実施要領 別記 一覧（略）</p> <p>（別記1-1）（略）</p> <p>（別記1-2）</p> <p style="text-align: center;">国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 国が定める活動要件の考え方</p> <p>1 （略）</p> <p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）多面的機能の増進を図る活動については、任意の実施とし、次のとおりとする。</p> <p>ア 活動内容を定めた上で毎年度実施する。</p> <p>イ <u>広報活動・農的関係人口の拡大</u>は毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の（8）の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の（9）の8法地域に該当する場合は、<u>広報活動・農的関係人口の拡大</u>の実施を必ずしも求めるものではない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第3 活動指針及び活動要件</p> <p>1 （略）</p> <p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）多面的機能の増進を図る活動</p> <table border="1" data-bbox="100 1189 1059 1481"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">多面的機能の増進を図る活動</td> <td>52 遊休農地の有効活用</td> <td rowspan="5">任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、<u>広報活動・農的関係人口の拡大</u>を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</td> </tr> <tr> <td>54 地域住民による直営施工</td> </tr> <tr> <td>55 防災・減災力の強化</td> </tr> <tr> <td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	活動項目	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、 <u>広報活動・農的関係人口の拡大</u> を毎年度実施する。	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	<p style="text-align: center;">実施要領 別記 一覧（略）</p> <p>（別記1-1）（略）</p> <p>（別記1-2）</p> <p style="text-align: center;">国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 国が定める活動要件の考え方</p> <p>1 （略）</p> <p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）多面的機能の増進を図る活動については、任意の実施とし、次のとおりとする。</p> <p>ア 活動内容を定めた上で毎年度実施する。</p> <p>イ <u>広報活動</u>は毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の（8）の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の（9）の8法地域に該当する場合は、<u>広報活動</u>の拡大の実施を必ずしも求めるものではない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第3 活動指針及び活動要件</p> <p>1 （略）</p> <p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）多面的機能の増進を図る活動</p> <table border="1" data-bbox="1137 1189 2096 1481"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">多面的機能の増進を図る活動</td> <td>52 遊休農地の有効活用</td> <td rowspan="5">任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、<u>広報活動</u>を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</td> </tr> <tr> <td>54 地域住民による直営施工</td> </tr> <tr> <td>55 防災・減災力の強化</td> </tr> <tr> <td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	活動項目	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、 <u>広報活動</u> を毎年度実施する。	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開
活動区分	活動項目	活動要件																			
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、 <u>広報活動・農的関係人口の拡大</u> を毎年度実施する。																			
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化																				
	54 地域住民による直営施工																				
	55 防災・減災力の強化																				
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																				
活動区分	活動項目	活動要件																			
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、 <u>広報活動</u> を毎年度実施する。																			
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化																				
	54 地域住民による直営施工																				
	55 防災・減災力の強化																				
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																				

改 正 後			現 行		
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	60 <u>広報活動・農的関係人口の拡大</u>			60 <u>広報活動</u>	
3 (略)			3 (略)		
第4 活動の説明			第4 活動の説明		
1 (略)			1 (略)		
2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）			2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）		
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)		
(3) 多面的機能の増進を図る活動			(3) 多面的機能の増進を図る活動		
52 遊休農地の有効活用 (略)			52 遊休農地の有効活用 (略)		
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 (略)			53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 (略)		
54 地域住民による直営施工 (略)			54 地域住民による直営施工 (略)		
55 防災・減災力の強化 (略)			55 防災・減災力の強化 (略)		
56 農村環境保全活動の幅広い展開 (略)			56 農村環境保全活動の幅広い展開 (略)		
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 (略)			57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 (略)		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 (略)			58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 (略)		
59 都道府県、市町村が特に認める活動 (略)			59 都道府県、市町村が特に認める活動 (略)		
60 <u>広報活動・農的関係人口の拡大</u>			60 <u>広報活動</u>		
<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の<u>促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のために</u>、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの 			<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を<u>促進するために</u>、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 		

改 正 後	現 行
<p>開設・更新等の活動を行うこと。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（別記1-3）（略）</p> <p>（別記1-4）（略）</p> <p>（別記1-4様式） <u>【活動組織から市町村に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p> <hr/> <p>（別記1-5）（略）</p> <p>（別記1-5様式第1号） <u>【参加集落（活動組織）から運営委員会に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p> <hr/> <p>（別記3-1） 市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>第5 確認結果の通知等 市町村長は、第1から第4までの書類確認及び現地確認を終了後、確認後のチェックシートについては、実施状況確認報告書（様式第2-3号）に添付して都道府県知事に提出するとともに、対象組織に必要な応じて送付する。</p> <p>第6（略）</p> <p>（別記3-1様式第1号） <u>【市町村から都道府県に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p> <hr/>	<p>3・4（略）</p> <p>（別記1-3）（略）</p> <p>（別記1-4）（略）</p> <p>（別記1-4様式） （新設）</p> <hr/> <p>（別記1-5）（略）</p> <p>（別記1-5様式第1号） （新設）</p> <hr/> <p>（別記3-1） 市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>第5 確認結果の通知等 市町村長は、第1から第4までの書類確認及び現地確認を終了後、確認後のチェックシートについては、実施状況確認報告書（様式第2-3号）に添付して都道府県知事に提出するとともに、<u>確認通知書（別記3-1様式第5号）に添付して</u>対象組織に必要な応じて送付する。</p> <p>第6（略）</p> <p>（別記3-1様式第1号） （新設）</p> <hr/>

改 正 後

(別記3-1様式第2号)

【市町村が作成・保管するもの】

農林水産省様式

年度 認定農用地^{注1)} 確認野帳



(別記3-1様式第2号)

【市町村が作成・保管するもの】

農林水産省様式

○年度 認定農用地確認野帳



(別記3-1様式第3号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式



(3) 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	計画	確認結果	備考
遊休農地の有効活用			
鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工			
防災・減災力の強化			
農村環境保全活動の幅広い展開			
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
都道府県、市町村が特に認める活動			
広報活動・農的関係人口の拡大			



(別記3-1様式第4号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式



現 行

(別記3-1様式第2号)

(新設)

年度 認定農用地^{注1)} 確認野帳



(別記3-1様式第2号)

(新設)

○年度 認定農用地確認野帳



(別記3-1様式第3号)

(新設)



(3) 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	計画	確認結果	備考
遊休農地の有効活用			
鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工			
防災・減災力の強化			
農村環境保全活動の幅広い展開			
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
都道府県、市町村が特に認める活動			

(新設)



(別記3-1様式第4号)

(新設)



改	正	後	現	行
(削る)			<p>(別記3-1様式第5号)</p> <p><u>番</u> <u>号</u> <u>年</u> <u>月</u> <u>日</u></p> <p>対象組織代表 氏 名 殿</p> <p>〇〇市町村長 印</p> <p>〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書</p> <p><u>多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の8及び別紙2の第5の9に基づき、実施状況について確認したことを通知する。</u></p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"><u>1 農地維持支払 実施状況確認チェックシート</u><u>2 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)実施状況確認チェックシート</u><u>3 資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)実施状況確認チェックシート</u> <p><施行注意> <u>該当しない項目については削除するものとする。</u></p>	
(別記5-1)~(別記6-1)	(略)		(別記5-1)~(別記6-1)	(略)

改 正 後

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

2-11	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[策定/変更]について(協議)	都道府県	国	6-2
2-12	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	都道府県	6-3
2-13	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[策定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	6-4
2-14	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	市町村	-	6-8
2-15	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提出について	市町村	都道府県	1-17
2-16	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について	都道府県	国	1-18
2-17	水田貯留機能強化計画の[策定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	

(様式第1-1号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

(様式第1-2号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

(様式第1-3号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

現 行

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

2-11	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]について(協議)	都道府県	国	6-2
2-12	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	都道府県	6-3
2-13	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[制定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	6-4
2-14	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	市町村	-	6-8
2-15	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提出について	市町村	都道府県	1-17
2-16	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について	都道府県	国	1-18
2-17	水田貯留機能強化計画の[制定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	

(様式第1-1号)

(新設)

(様式第1-2号)

(新設)

(様式第1-3号)

(新設)

改 正 後

(別添2)

構成員一覧

年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能 支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払 他の市町村で環境保 全型農業直接支払を 実施している場合は、 その市町村名を全て記 載
			分類 番号	分類 記号	年齢 分類 記号		
							(前)
							(前)
							(前)
							(前)
							(前)

多面的機能支払分類記号リスト

中山間地域等直接支払分類記号リスト

年齢分類記号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人	農業者(人)	A	交付農用地を持つ農業者	ア	39歳以下
		2	農事組合法人		B	交付農用地を持たない農業者	イ	40~44歳
	団体として参加	3	営農組合	C	農地所有適格法人	ウ	45~49歳	
		4	その他の農業者団体	D	特定農業法人	エ	50~54歳	
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人	法人	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)	オ	55~59歳
		6	自治会		F	機械・施設共同利用組織	カ	60~64歳
		7	女性会		G	農作業受委託組織	キ	65~69歳
	団体として参加	8	子供会	H	栽培協定	ク	70~74歳	
		9	土地改良区	I	その他の組織	ケ	75~79歳	
		10	JA	J	土地改良区	コ	80歳以上	
		11	学校・PTA	K	水利組合			
		12	NPO	L	非農業者(人)			
		13	その他の農業者以外団体	M	その他			

注1: 「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。「中山間地域等直接支払」の欄は、署名。

注2: 多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1~13から選択。

注3: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等(多面的機能支払においては、耕作又は養畜)を実施する農業者又は団体である。

注4: 中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA~Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA~コから選択。

注5: 他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

(前)

現 行

(別添2)

構成員一覧

年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能 支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払 国際水準GAPの実 施に係る取組意識確 認
			分類 番号	分類 記号	年齢 分類 記号		
							<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
							<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
							<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
							<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
							<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。

多面的機能支払分類記号リスト

中山間地域等直接支払分類記号リスト

年齢分類記号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人	農業者(人)	A	交付農用地を持つ農業者	ア	39歳以下
		2	農事組合法人		B	交付農用地を持たない農業者	イ	40~44歳
	団体として参加	3	営農組合	C	農地所有適格法人	ウ	45~49歳	
		4	その他の農業者団体	D	特定農業法人	エ	50~54歳	
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人	法人	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)	オ	55~59歳
		6	自治会		F	機械・施設共同利用組織	カ	60~64歳
		7	女性会		G	農作業受委託組織	キ	65~69歳
	団体として参加	8	子供会	H	栽培協定	ク	70~74歳	
		9	土地改良区	I	その他の組織	ケ	75~79歳	
		10	JA	J	土地改良区	コ	80歳以上	
		11	学校・PTA	K	水利組合			
		12	NPO	L	非農業者(人)			
		13	その他の農業者以外団体	M	その他			

注1: 「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。「中山間地域等直接支払」の欄は、署名。

注2: 多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1~13から選択。

注3: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等(多面的機能支払においては、耕作又は養畜)を実施する農業者又は団体である。

注4: 中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA~Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA~コから選択。

注5: 「国際水準GAPの実施に係る取組意識確認」の欄は、各構成員に意識確認の上、□にチェックを入れる。

注6: 「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ理解し、その理解に基づきGAPの取組を実施することをいう。

改

正

後

現

行

(別紙1)
II. 1号事業(多面的機能支払)

1.・2. (略)

3. 活動の計画

(1) (略)

(2) 資源向上支払(共同)

1) (略)

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
多 面 的 図 る 機 能 の 増 進 を															
この線より上に行を挿入してください。															
60	広報活動・農的関係人口の拡大														

(様式第1-4号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

(様式第1-5号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

(別紙1)
II. 1号事業(多面的機能支払)

1.・2. (略)

3. 活動の計画

(1) (略)

(2) 資源向上支払(共同)

1) (略)

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
多 面 的 図 る 機 能 の 増 進 を															
この線より上に行を挿入してください。															
60	広報活動														

(様式第1-4号)

(新設)

(様式第1-5号)

(新設)

改

正

後

現

行

(様式第1-6号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

(様式第1-7号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

(様式第1-8号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

(別添)

1.・2. (略)

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

(1) (略)

(2) 資源向上支払 (共同)

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用			
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
	54 地域住民による直営施工			
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動・農的関係人口の拡大			

(様式第1-6号)

(新設)

(様式第1-7号)

(新設)

(様式第1-8号)

(新設)

(別添)









1.・2. (略)

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

(1) (略)

(2) 資源向上支払 (共同)

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用			
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
	54 地域住民による直営施工			
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動			

改 正 後	現 行
<p>(様式第1-9号) <u>【活動組織から市町村に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p> 	<p>(様式第1-9号) (新設)</p> 
<p>(様式第1-10号) <u>【活動組織が作成・保管するもの】</u> 農林水産省様式</p> 	<p>(様式第1-10号) (新設)</p> 
<p>(様式第2-1号) <u>【市町村から都道府県に提出するもの】</u> <u>【都道府県から国に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p> 	<p>(様式第2-1号) (新設)</p> 
<p>(様式第2-2号) <u>【市町村から活動組織に通知するもの】</u> 農林水産省様式</p> 	<p>(様式第2-2号) (新設)</p> 
<p>(様式第2-3号) <u>【市町村から都道府県に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p>	<p>(様式第2-3号) (新設)</p>
<p>(別紙)</p> 	<p>(別紙)</p> 

改 正 後

Table with 4 main columns: 農地維持支払, 資源向上支払(共同), 資源向上支払(長寿命化), 農地中間管理機構の借り受け農地の有無. Includes sub-headers for 地域資源の適切な安全管理のための推進活動, 施設の軽微な補修, 農村環境保全活動, 多面的機能の増進を図る活動, 水路, 農道, ため池.

(様式第2-4号)

【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

(別紙)

現 行

Table with 4 main columns: 農地維持支払, 資源向上支払(共同), 資源向上支払(長寿命化), 農地中間管理機構の借り受け農地の有無. Includes sub-headers for 地域資源の適切な安全管理のための推進活動, 施設の軽微な補修, 農村環境保全活動, 多面的機能の増進を図る活動, 水路, 農道, ため池.







(様式第2-4号)

(新設)





(別紙)

Table with 4 main columns: 農地維持支払, 資源向上支払(共同), 資源向上支払(長寿命化), 農地中間管理機構の借り受け農地の有無. Includes sub-headers for 地域資源の適切な安全管理のための推進活動, 施設の軽微な補修, 農村環境保全活動, 多面的機能の増進を図る活動, 水路, 農道, ため池.

Table with 4 main columns: 農地維持支払, 資源向上支払(共同), 資源向上支払(長寿命化), 農地中間管理機構の借り受け農地の有無. Includes sub-headers for 地域資源の適切な安全管理のための推進活動, 施設の軽微な補修, 農村環境保全活動, 多面的機能の増進を図る活動, 水路, 農道, ため池.

改 正 後	現 行
<p>(様式第2-5号) <u>【市町村から広域活動組織に通知するもの】</u> 農林水産省様式</p> 	<p>(様式第2-5号) (新設)</p> 
<p>(様式第2-6号) <u>【都道府県から国に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p> 	<p>(様式第2-6号) (新設)</p> 
<p>(様式第2-7号) <u>【都道府県から国に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p> 	<p>(様式第2-7号) (新設)</p> 

改 正 後	現 行
<p>(様式第2-8号) 【都道府県から国に提出するもの】</p> <p style="text-align: right;">農林水産省様式</p> <p style="text-align: center;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県知事</p> <p style="text-align: center;">〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書 (実績報告書)の提出について</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1) 2. 〇〇年度多面的機能支払交付金 市町村への交付金交付計画書(実績報告書)(別紙2) 3. 〇〇年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙3)</p> <p>〈施行注意〉</p> <p>1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の1」を「別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2)」、「提出」を「報告」に置き換え、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付実績報告書」とし、「実績報告書(別紙1)」及び「市町村への交付金交付実績報告書(別紙2)」を添付するものとする。</p> <p>2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の1」を「別紙3の第2の2」、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付計画書(変更)」に置き換え、「事業実施計画書(変更)(別紙1)」及び「市町村への交付金交付計画書(変更)(別紙2)」を添えて提出するものとする。</p> <p>3. 実施要領第2の19の(2)のカに該当する都道府県は、事業実施計画書に(別紙3)を添えて提出するものとする。</p> <p>4. 多面的機能支払交付金交付要綱に基づき本様式を添付提出する場合は、重複提出とならないよう、本様式のみを省略することも可能とする。</p> <p>(別紙1)～(別紙3) (略)</p>	<p>(様式第2-8号) (新設)</p> <p style="text-align: center;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県知事</p> <p style="text-align: center;">〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書 (実績報告書)の提出について</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1) 2. 〇〇年度多面的機能支払交付金 市町村への交付金交付計画書(実績報告書)(別紙2) 3. 〇〇年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙3)</p> <p>〈施行注意〉</p> <p>1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の1」を「別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2)」、「提出」を「報告」に置き換え、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付実績報告書」とし、「実績報告書(別紙1)」及び「市町村への交付金交付実績報告書(別紙2)」を添付するものとする。</p> <p>2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の1」を「別紙3の第2の2」、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付計画書(変更)」に置き換え、「事業実施計画書(変更)(別紙1)」及び「市町村への交付金交付計画書(変更)(別紙2)」を添えて提出するものとする。</p> <p>3. 実施要領第2の19の(2)のカに該当する都道府県は、事業実施計画書に(別紙3)を添えて提出するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(別紙1)～(別紙3) (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(様式第2-9号) <u>【市町村から都道府県に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p>  <p>(様式第2-10号) <u>【都道府県から国に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p>  <p>(様式第2-11号) <u>【都道府県から国に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の【<u>策定</u>／変更] について (協議)</p> <p>このことについて、〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を【<u>策定</u>／変更] したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成 26 年法律第 78 号) [第 5 条第 3 項／第 5 条第 5 項において準用する同条第 3 項] の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針案 2 基本方針作成の基礎となる関連資料 (参考提出) 	<p>(様式第2-9号) (新設)</p>  <p>(様式第2-10号) (新設)</p>  <p>(様式第2-11号) (新設)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の【<u>制定</u>／変更] について (協議)</p> <p>このことについて、〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を【<u>制定</u>／変更] したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成 26 年法律第 78 号) [第 5 条第 3 項／第 5 条第 5 項において準用する同条第 3 項] の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針案 2 基本方針作成の基礎となる関連資料 (参考提出)

改 正 後	現 行
<p>(様式第 2-12 号) <u>【市町村から都道府県に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p> <hr/> <p>(様式第 2-13 号) <u>【市町村から都道府県に提出するもの】</u> 農林水産省様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長</p> <p>〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の 策定／変更] について (協議)</p> <p>このことについて、〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を 策定／変更] したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成 26 年法律第 78 号) [第 6 条第 4 項／第 6 条第 6 項において準用する同条第 4 項] の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画案 2 促進計画作成の基礎となる関連資料 (参考提出) <hr/> <p>(様式第 2-14 号) <u>【市町村が作成・保管するもの】</u> 農林水産省様式</p> <hr/>	<p>(様式第 2-12 号) (新設)</p> <hr/> <p>(様式第 2-13 号) (新設)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長</p> <p>〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の 制定／変更] について (協議)</p> <p>このことについて、〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を 制定／変更] したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成 26 年法律第 78 号) [第 6 条第 4 項／第 6 条第 6 項において準用する同条第 4 項] の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画案 2 促進計画作成の基礎となる関連資料 (参考提出) <hr/> <p>(様式第 2-14 号) (新設)</p> <hr/>

改 正 後	現 行
<p>(様式第2-15号) <u>【市町村から都道府県に提出するもの】</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産省様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市町村長</p> <p>〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書 の提出について</p> <p>対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）の別紙1の第8の2の（2）及び別紙2の第8の2の（2）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知）第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）第13の2に基づき、下記関係書類を添えて報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 多面的機能支払実施状況確認表（別紙） 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表（別紙） 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果整理表（<u>別紙1及び2</u>） <p>（注）1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。</p>	<p>(様式第2-15号) (新設)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市町村長</p> <p>〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書 の提出について</p> <p>対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）の別紙1の第8の2の（2）及び別紙2の第8の2の（2）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知）第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）第13の2に基づき、下記関係書類を添えて報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 多面的機能支払実施状況確認表（別紙） 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表（別紙） 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果整理表（<u>別紙</u>） <p>（注）1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>(様式第2-16号) <u>【都道府県から国に提出するもの】</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産省様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長（北海道にあたっては農 村振興局長、沖縄県にあたっては内閣 府沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県知事</p> <p>〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書 の提出について</p> <p>対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事 務次官依命通知）の別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3)、中山 間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農 林水産構造改善局長通知）第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平 成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）第13の3に基づき、下記関係 書類を添えて報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多面的機能支払実施状況確認表（別紙） 2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表（別紙） 3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果取りまとめ整理表（<u>別紙1及び2</u>） <p>(注) 1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実 施状況確認チェックシートを提出すること。</p>	<p>(様式第2-16号) (新設)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長（北海道にあたっては農 村振興局長、沖縄県にあたっては内閣 府沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県知事</p> <p>〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書 の提出について</p> <p>対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多 面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事 務次官依命通知）の別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3)、中山間地 域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水 産構造改善局長通知）第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23 年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）第13の3に基づき、下記関係書類を 添えて報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多面的機能支払実施状況確認表（別紙） 2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表（別紙） 3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果取りまとめ整理表（<u>別紙</u>） <p>(注) 1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実 施状況確認チェックシートを提出すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>(様式第2-17号) <u>【市町村から都道府県に提出するもの】</u> 農林水産省様式 〇年〇月〇日</p> <p>〇〇都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇市町村長</p> <p>〇〇市における水田貯留機能強化計画の〔策定/変更〕について（協議）</p> <p>このことについて、〇〇市における水田貯留機能強化計画を〔策定/変更〕したいので、多面的機能支払交付金実施要領第2の6の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図（別添）</p> <p>2 水田貯留機能強化計画の基本的な考え方</p> <p style="padding-left: 20px;">ア. 水田貯留機能の強化の推進に関する基本的考え方</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 300px; margin-left: 20px;"></div> <p style="padding-left: 20px;">イ. 水田貯留機能強化計画の策定における基本的考え方</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 300px; margin-left: 20px;"></div> <p>3 備考（必要に応じて記載）</p> <p>（別添）（略）</p>	<p>(様式第2-17号) (新設) 〇年〇月〇日</p> <p>〇〇都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇市町村長</p> <p>〇〇市における水田貯留機能強化計画の〔策定/変更〕について（協議）</p> <p>このことについて、〇〇市における水田貯留機能強化計画を〔制定/変更〕したいので、多面的機能支払交付金実施要領第2の6の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図（別添）</p> <p>2 水田貯留機能強化計画の基本的な考え方</p> <p style="padding-left: 20px;">ア. 水田貯留機能の強化の推進に関する基本的考え方</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 300px; margin-left: 20px;"></div> <p style="padding-left: 20px;">イ. 水田貯留機能強化計画の制定における基本的考え方</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 300px; margin-left: 20px;"></div> <p>3 備考（必要に応じて記載）</p> <p>（別添）（略）</p>